

広 社 高 第 68 号

平成19年5月23日

広島市監査委員 様

広島市長 秋葉 忠利
(社会局高齢福祉課)



平成13年度及び平成16年度包括外部監査結果報告に添えて提出された意見への
対応結果について (通知)

このことについて、別紙のとおり対応しましたので報告します。



平成16年度包括外部監査の意見に対する対応結果報告書

監査の対象 高齢者福祉事業の財務に関する事務の執行状況及び経営に係る
事業の管理

項 目 第4 介護保険対象外事業（1 高齢者住宅改造費助成事業）

主管課 社会局高齢福祉課

意見内容
<p>高齢者住宅改造費助成は、要介護（要支援）認定を受けており、かつ、「生計中心者の前年の所得税課税年額が14万円以下の世帯に属する者」が対象者となっているが、資産や貯蓄の保有状況はその要件になっていない。</p> <p>しかし、この制度が低所得等の理由により生活困難な高齢者のための助成制度であるという趣旨に鑑みれば、所得による基準だけではなく資産や貯蓄の保有状況についても助成対象の要件とすることが有効であると考えます。</p>
対応結果
<p>以下の理由により、対象要件に資産要件を加えることは困難である。</p> <ol style="list-style-type: none">1 助成金の支給に資産要件を設けることとした場合、市には申請者の資産調査権がないため、資産の把握は本人の申立によることになり、個人の良識に頼ることになって、信憑性に欠け、助成の決定に不公平を生じる可能性がある。2 助成の決定にあたり、本人の同意を得て資産調査をすることが可能としても、膨大な事務量が予想され、迅速な補助決定が行えなくなる。3 政令市中同様の制度を実施しているのは10都市であるが、現在、対象者の要件に資産要件を設けている都市はない。

平成16年度包括外部監査の意見に対する対応結果報告書

監査の対象 高齢者福祉事業の財務に関する事務の執行状況及び経営に係る
事業の管理

項 目 第4 介護保険対象外事業(2 特別養護老人ホームへの補助金)

主管課 社会局高齢福祉課

意見内容
<p>補助金の計算に当たって、各法人から個人別の給与・賞与支給実績を給与改善手当支給台帳という一覧表で入手し、市で計算チェックを行っているが、この給与改善手当支給台帳が紙ベースであることから電卓を使ってチェックしており、相当な作業量になっている。</p> <p>各施設は、要綱に規定された様式に従って記載しているが、表計算データ等の磁気媒体で提出するように変更し、市ではデータ上の計算式を査閲することとすれば、作業の効率化を図ることが可能と考える。</p>
対応結果
<p>平成17年度から、所要の要綱改正等、可能な限り早い時期に磁気媒体による手続きの実現を図った。</p>

平成16年度包括外部監査の意見に対する対応結果報告書

監査の対象 補助金に係る事務の執行状況

項 目 第2 外部監査の結果及び意見 (5 民間老人福祉施設借入金
元利償還補助)

主管課 社会局高齢福祉課

意見内容
<p>本補助制度は、措置制度下における社会福祉法人の特殊な経営環境を考慮し、施設整備を促進するために創設したものだが、平成12年度の介護保険制度の導入により、社会福祉法人の中には収支に余裕が出てきているところもあることから、補助金交付先の損益状況、資金移動状況等を把握・審査する体制を確立し、補助金が必要な団体に必要な金額を交付する必要があると考える。</p>
対応結果
<p>平成18年度に補助率を16分の1に引き下げた上で、平成19年度に補助制度を廃止することにした。</p>